

多久市ワーキングサポートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市条例第30号

多久市ワーキングサポートセンター条例の一部を改正する条例

多久市ワーキングサポートセンター条例（平成28年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1時間につき）
コワーキングスペース	260円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1月につき）
店舗スペース	12,320円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。
- 2 使用期間が1月に満たない場合は、日割り計算による。
- 3 許可使用者が使用した光熱水費その他必要な経費等については、実費相当額を別途徴収する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日より施行する。